

産業廃棄物処理施設設置許可証

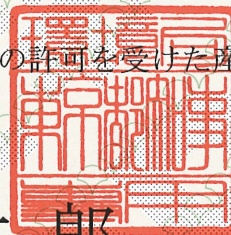
平成20年12月8日

住 所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

氏 名 株式会社リーテム
代表取締役 中島 彰良廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業
廃棄物処理施設であることを証する

東京都知事

石 原 慎 太 郎



コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに
掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契
約に添付すべき書類)には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

許 可 の 年 月 日	平成16年5月31日	許可番号	産施第286号
施 設 の 種 類 及 び 処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	施設の種類 : 破砕施設 産業廃棄物の種類 : 廃プラスチック類、木くず（物品賃貸業に係る木くず 及び貨物の流通の為に使用したパレットに限る）		
設 置 場 所	東京都大田区城南島三丁目2番9		
処 理 能 力	産業廃棄物の種類 廃プラスチック類	単独処理能力 432 t/日	混合処理能力 864 t / 日
	木くず	60 t/日	-----
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を 受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

